

## 青年友好団体 ぐるなび復興支援助成金の活用に関する規程

### 1. 目的

本規程は、「ぐるなび復興支援基金」を活用した助成金の取扱いについて、食をテーマに、東日本大震災の被災地支援に取り組む青年友好団体の各単位会事業を支援するための助成金の申請、給付、報告方法等について定めるものである。

### 2. 助成対象者

青年友好団体の各全国団体（全国中小企業青年中央会、全国商工会青年部連合会、日本青年会議所、日本商工会議所青年部）に所属する単位会（単会、都道府県連合会、ブロック連合会等）

### 3. 助成対象事業

東日本大震災被災地域（※）の復興支援を目的とした事業で、食に関連した事業を対象とする。

※「東日本大震災被災地域」とは、原則として災害救助法に定める地域とする。

尚、助成対象となる事業の具体例としては以下のとおり。

<実施地は被災地、被災地外を問わず>

- ・復興支援をテーマとしたシンポジウム・セミナー・イベント等の開催。なお、テーマについては食を関連付けることとする。
- ・イベントには、広く一般に募集したうえで、被災地の復興・復旧支援を目的に行われるツアー、ボランティア派遣等を含む。また、被災地外に被災地事業者等の参加を呼びかけイベントを実施する場合も含む。

<被災地での実施事業>

- ・炊き出し、レストラン、食品贈呈等被災地において無償で、被災者に食を提供することを通じ、被災地の復興支援を図る事業。なお、使用する食材については、被災地の食材を使うことが望ましい。
- ・飲食店、食品物販店等が損壊し、従来提供されていた飲食、物販サービスの提供が困難な場合に、仮設店舗・可動式店舗等を設置し、地域の復旧・復興を支援する事業。

<被災地外での実施事業>

- ・被災地産品の食品、食材の物販を通じ、被災地の支援を行うもの。
- ・地域の飲食店等が共同で被災地支援メニュー等を開発し、復興支援等のイベントと関連させながら、被災地支援を呼びかける事業。

### 4. 助成対象期間

助成事業は、対象事業は平成23年10月25日より平成24年3月末日までに実施され、完了する事業とする。

### 5. 助成金額

助成金額は、事業の実施に必要な経費とし、一事業、一単位会あたり50万円を上限とする。

※本助成金については、以下の費目を事業の支出対象とする。

会場費（本事業の実施に係る会場・備品の借り上げ等に要する費用）

謝金・旅費（シンポジウム・講演会等の講師招へい、被災地事業者等を来賓等として招へいする場合等について要する費用）

材料費（食材の調達に要する費用）

設備費（会場備品以外で事業の実施にあたり必要な設備借り上げ等に要する費用）

消耗品費（事業実施にかかる消耗品代（コピー用紙、ガムテープ、ペン等）。本事業の目的のために消耗できるもので、事業実施後には残らないもの。）

広報費（チラシ・パンフレット・ポスター等の作成費、新聞・ホームページ・出版物及び雑誌等への広告掲載費、テレビ・ラジオ等の広告宣伝費）

通信運搬費（事業実施に係る通信運搬に要する費用及び運搬用車輛の借り上げ費用）

交通費（大型バス等の借り上げに要する費用（一人当たり5千円を上限とする））

（人件費、雑役務費（アルバイト代）、外注費等については助成金の対象としては認められないので注意。）

## 6、申請方法等

### （1）申請方法

所定の申請書式（様式1）に基づき、各団体長から日本商工会議所青年部東日本大震災復興支援チーム（以後「復興支援チーム」という）に申請する。申請にあたって、定められた応募書類は郵送または持参のうえ提出するものとする。

### （2）申請期間

平成23年10月15日以降とし、申請累計額が助成金予算上限額（平成23年8月30日現在9,548,628円）に達するまでとする。

### （3）申請事業の認定

青年友好団体の各全国団体長より、復興支援チームに助成金申請をするにあたっては、各全国団体内で審査のうえ、本助成金の助成対象要件に合致し、本基金を活用する事業に相応しいとする事業のみを認定し、復興支援チームに申請することとする。また、助成決定に関しては、各全国団体より復興支援チームへ郵便等が届いた先着順とする（消印若しくは持参日順）。

### （4）助成金の決定通知

助成決定をした場合は、復興支援チームより速やかに助成対象の所属する各全国団体長宛に通知のうえ、各全国団体に振込みをするものとする。

### （5）事業報告書の提出等

助成を受けた事業については、事業終了後2ヶ月以内に別紙に定める報告書（様式2）を各全国団体長を通じ復興支援チームに報告する。

なお、各全国団体は助成金の執行上、助成の対象となるすべての支出には領収書等の証ひょう類の添付を求めるなど、支出額、支出内容が適切であるかどうかを厳格に審査することとする。

また、助成金の申請及び報告に重大な瑕疵があった場合には、助成金の返還を求める場合がある。

以 上